

北九州市企業型奨学金返還支援事業 補助金申請の手引き

1 事業の概要

北九州市内の中小企業等の人材確保と定着及び経済的負担軽減を図るため、従業員の奨学金返還を支援する制度の導入支援とともに、導入企業等が従業員へ支給する手当等に要する経費の一部を補助します。

2 補助内容

(1) 補助対象者（企業等）

次の①～⑧を全て満たす企業等。

- ① 市内に本社又は採用権限のある事業所を有する中小企業等であること。
- ② 支援制度を令和7年4月1日以降に設けた事業者であること。
- ③ 労働基準法等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接待飲食等営業及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- ⑤ 国、県または市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- ⑦ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑧ 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(2) 中小企業等の定義

業種・組織形態	定義 ※下記のいずれかを満たすこと	
	会社	会社及び個人事業主
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下

⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦ 旅館業	5千万円以下	200人以下
⑧ その他の業種（上記以外）	3億円以下	300人以下
⑨ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会	
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	上記③サービス業に準じる者	
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

（３）支援対象者（対象となる従業員）

補助対象企業等に勤務し、次の①～⑦を全て満たす者。

- ① 採用から３年以内であり、雇用期間の定めがなく、正社員として勤務していること。
- ② 奨学金を返還中であるか、返還予定が確定していること。
- ③ 勤務先事業所が市内にあること。
- ④ 年度末に申請時と同じ補助対象者に雇用されていること。
- ⑤ 役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- ⑥ 補助対象者が個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）である場合は、当該個人事業主と同居している親族でないこと。ただし、勤務実態、勤務条件が支援対象者以外の従業員と同様であると認められる者を除く。
- ⑦ 他の団体から重複して奨学金返還支援を受けていない者。

（４）補助率・補助額

補助対象者が年度末までに支援対象者に支給又は代理返還した額の２分の１以内（小数点以下切り捨て）。

補助対象者につき年間上限４５万円。（人数の制限はありません。）

〔参考〕補助金額の例

企業支援内容		企業支給額 〔①〕	市補助額 〔②〕	企業負担額
月額／人	対象者数			
1万円	5名	1万円／月・人×12ヶ月×5名 ＝60万円	①×1／2 ＝30万円	①－② ＝30万円
2万円	5名	2万円／月・人×12ヶ月×5名 ＝120万円	45万円（上限） （①×1／2＝60万円）	①－② ＝75万円

(5) 補助対象期間

交付決定により定めた日から当該年度の3月31日まで。

(6) 募集期間

令和7年度から令和9年度（予定）

(7) 申請受付期間

各年度4月1日から翌年3月31日

ただし、予算の上限に達した場合は、受付期間内に終了となる場合があります。

令和8年度以降の再申請は、2回まで可能とします。

なお、再申請の場合であっても、毎年度所定の手続きを必要とし、次年度以降の補助金の交付を保証するものではありません。

3 申請の流れ



4 申請方法

ホームページから交付申請書（様式第1号）及び事業計画書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、次の添付書類を添えて、ご提出ください。ホームページ及び提出先は、下記 **7 ご提出・お問合せ先** をご参照ください。

【必要添付書類】

- (1) 支援制度に係る内部規定等及び支援制度を令和7年4月1日以降に設立したことが確認できる書類の写し
- (2) 支援対象者の雇用契約書等雇用関係及び雇用形態が確認できる書類の写し
※雇用契約書や労働条件通知書などにより、支援対象者の勤務地や雇用形態などを確認します。
- (3) 支援対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (4) 支援対象者の勤務地が分かる書類
※上記（2）で、勤務先事業所が市内であることが確認できない場合は、「従業員名簿」や「組織図」等をご提出ください。
- (5) 支援対象者の返還額及び初回返還日等が確認できる書類
- (6) 中小企業等であることが確認できる書類
※資本金又は従業員数が確認できる書類を提出ください。（登記簿謄本（履歴事項

全部証明書)の写し等。)

(7) 補助金振込先口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)

(8) 市税に滞納がないことの証明書

※申請前3カ月以内に発行されたものをご提出ください。証明書は、各市税事務所
市民税課もしくは税務課又は各区出張所にてお取りください。

(9) 暴力団排除に関する誓約書

※ホームページから暴力団排除に関する誓約書をダウンロードし、必要事項をご
記入のうえ、ご提出ください。

(10) その他市長が必要と認める書類

※事業所の場合は、採用権限の所在が確認できる書類(就業規則・人事規程・採用
に関する決裁書類や組織図・説明資料(権限分掌が明記されたもの)等)をご提
出ください。ただし、上記(1)～(9)の添付資料で確認できる場合は、ご提
出不要です。

※申請内容を確認するため、別途、資料提出を求める場合があります。

5 交付決定以降、事業の変更や中止又は廃止する場合

申請内容の変更や中止又は廃止を行う場合は、速やかに下記のとおり申請を行って
ください。

(1) 変更の場合

ホームページから変更承認申請書(様式第2号)及び変更後の事業計画書をダウン
ロードし、必要事項をご記入のうえ、ご提出ください。ホームページ及び提出先は、
下記 **7 ご提出・お問合せ先** をご参照ください。

(2) 中止又は廃止の場合

ホームページから中止(廃止)承認申請書(様式第3号)をダウンロードし、必要
事項をご記入のうえ、ご提出ください。ホームページ及び提出先は、下記 **7 ご提
出・お問合せ先** をご参照ください。

6 実績報告

ホームページから実績報告書(様式第4号)及び事業報告書をダウンロードし、必要事
項をご記入のうえ、次の添付書類を添えて、各会計年度の補助事業(従業員への支払等)
が完了した日から20日以内にご提出ください。ホームページ及び提出先は、下記 **7
ご提出・お問合せ先** をご参照ください。

[必要添付書類]

(1) 代理返還ではない場合は、給与明細書、賃金台帳等の支援対象者に支給した手当等
の月ごとの実績が分かる書類の写し。

※代理返還の場合は、支援対象者に代わり、奨学金の返還額の一部又は全部を機構
等に代理返還した月ごとの実績が分かる書類の写し。

(2) 支援対象者の奨学金が返還されたことを証する書類

※日本学生支援機構が発行する「奨学金返還証明書」又は返還額が引き落とされた通帳の写しなどをご提出ください。

(3) その他市長が必要と認める書類

※報告内容を確認するため、別途、資料提出を求める場合があります。

7 ご提出・お問合せ先

(1) ご提出先

北九州商工会議所専門相談センターに持参又は郵送してください。

持参される場合の受付時間は、

平日9：00～17：25です。

郵送される場合は、書留又は特定記録郵便で送付してください。

〒802-8522

福岡県北九州市小倉北区紺屋町13番1号

北九州商工会議所専門相談センター（奨学金返還支援担当）宛

(2) お問合せ先（制度導入に向けたご相談等にも対応します。）

北九州商工会議所専門相談センター

TEL 093-541-0192

Mail senmon@kitakyushucci.or.jp

受付時間 平日9：00～17：25

(3) ホームページ

- ① 北九州市企業型奨学金返還支援事業ホームページ（令和7年5月公開予定）

<https://www.shigotomarugoto.info/kitakyushu-syougakukin/>

- ② 北九州市ホームページ

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/09801348_00002.html